



通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度		元号	年	月	日	法人名
	(白)					
	(至)					

繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額（法人税法第80条第7項）の計算

法人名		通算親法人					計
欠損金額		(1)	円	円	円	円	円
通算対象外分	通算対象外欠損金額	(2)					
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)					
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((2)-(3))	(4)					
	(2)を超える欠損金額((1)-(2)) (マイナスの場合は0)	(5)					
		(6)					
		(7)					
通算対象外欠損金額分	前1年内事業年度	前1年内事業年度の所得金額	(8)				
		既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)				
		差引((8)-(9))	(10)				
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額((10)-(4)) (マイナスの場合は0)		(11)				
	他の通算法人の(11)の合計額((11の計)-(11))		(12)				
	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額(7の計)×(11)/(11+(12))		(13)				
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額((4)+(13))		(14)					

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額（法人税法第80条第12項）とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算

法人名		通算親法人					計
発生欠損金額(1)		(a)	円	円	円	円	円
還付所得事業年度へ繰り戻す金額		(b)					
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)					
通算対象外分	通算対象外欠損金額(2)	(d)					
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)					
	差引((d)-(e))	(f)					
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)					
発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)		(h)					
通算対象外欠損金額分	分子	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)				
		通算対象外欠損金額(2)	(j)				
		(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)				
		差引((j)-(k))	(l)				
		還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金部分((l)-(1)) (マイナスの場合は0)	(m)				
分母	通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)					
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金部分(h)×(mの計)/(nの計)		(o)	円	円	円	円	円
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))		(p)					

税務署 整理欄	通信日付印の 年月日	F12	(西暦)年 月 日			備考